

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(15)

目

次

条 例

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ○富山県税条例の一部を改正する条例 | 1 |
| ○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 2 |

条

例

富山県税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第40号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 127条第 1 項各号列記以外の部分中「数量」の次に「（第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第 5 号の場合にあつては、法第 144条の32第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第 6 条の 6 の 3 第 1 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 6 条の 6 の 6 第 1 項から第 3 項までの規定中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「附則第 4

条の11第14項」を「附則第4条の11第11項」に、「附則第4条の11第15項」を「附則第4条の11第12項」に改め、「車両総重量」の次に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を加え、「トラック」の次に「（省令附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「附則第4条の11第13項」を「附則第4条の11第10項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第13項」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富山県税条例第127条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第3条 令和6年4月30日までに取得された改正前の富山県税条例附則第6条の6の6第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（税 務 課）

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月31日

富山県条例第41号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和10年 3 月 31 日」に改め、「施設のうち」の次に「同法第25条に規定する承認地域経済^{けん}牽引事業のための施設で」を加える。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、同項第 1 号中「所得金額又は収入金額」を「所得」に改め、同条第 2 項第 3 号中「その他の省令第 4 条に規定する事業」を削り、同条第 3 項第 2 号中「から第 4 号まで」を「又は第 4 号」に、「同項第 4 号」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(税 務 課)

